

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大阪狭山市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.7%
全職員	65.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.7%
本庁課長相当職	95.5%
本庁課長補佐相当職	95.5%
本庁係長相当職	94.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.3%
31～35年	88.7%
26～30年	94.6%
21～25年	102.7%
16～20年	102.0%
11～15年	95.8%
6～10年	88.9%
1～5年	86.0%

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当は、世帯主や住居の契約者に支給しており、男性が受給者となる場合が多くなっています。
- ・扶養手当の年間支給額の男女比率は男性が83.4%、女性が16.6%となっています。
- ・住居手当の年間支給額の男女比率は男性が66.8%、女性が33.2%となっています。
- ・特定の時期に一時的に任用される非常勤職員等の一部の職員については、公表の趣旨を鑑みた上で、算定の対象外としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。